「北九州市空き家バンク」のご案内



北九州市では、「売りたい、貸したい」空き家情報を募集しています!!

便利な街なかに 住み替えたいけど 今の自宅 売れないかな~



東京に住んでる けど、北九州市の 家を活用できない かな~



空き家を 貸したいんだけど どうしたらいいか わからない



市外に お住まいの方

まずはご相談を!!

北九州市都市戦略局空き家活用推進課

TEL.093-582-2777

お問い 合わせは

北九州市小倉北区城内1番1号 **T**803-8501

https://www.city.kitakyushu.lg.jp

北九州市 空き家バンク

空き家バンクとは

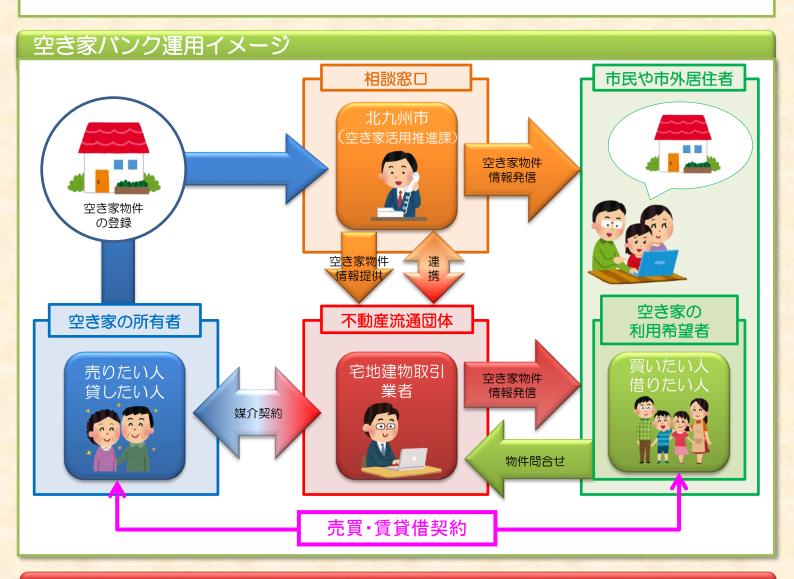
- ○空き家をお持ちの方が売却・賃貸を希望する物件の情報を北九州市に登録し、空き家の購入・賃借を 希望する方へ提供することで、空き家を有効に活用する制度です。
- 〇空き家物件の売買・賃貸借契約に関する手続きは、市と協定を締結している「不動産協会」会員の宅 地建物取引業者が行いますので安心してご利用いただけます。

登録できる空き家

以下の全てに該当する空き家について登録申請することができます。

- ①北九州市内に所在する住宅又は店舗兼用住宅(店舗等部分の面積が延べ面積の概ね1/2未満)であるもの
- ②宅地建物取引業者と媒介契約※を締結していないもの
- ③その他、市長が不適当と認める事由のないもの

※媒介契約とは、不動産の売買・賃貸借にあたって、宅地建物取引業法に基づき、仲介を担当する宅地建物取引業者と結ぶ契約です。



注意事項

- 暴力団等反社会的勢力の空き家バンクの利用はできません。
- 審査等により、ご利用をお断りすることもあります。
- 提供していただいた物件を空き家バンクへ登録しても、市が買い取りや借り受け、補修等の維持 管理を行うことはありません。
- 市は、空き家の売買・賃貸に関する交渉・契約等に関しての仲介行為には関与いたしません。
- 宅地建物取引業法に定める仲介手数料が発生します。
- 市は、契約等に係る紛争等については、関与いたしません。